



指導

不法占用 一斉撤去!!!

定期的に行っている不法占用の一斉撤去ですが、今までは半年に1, 2回のペースで実施していましたがいっこうに不法占用が減らず、この度から1ヶ月に1回、一斉撤去を行うこととなりました。

不法占用はおもに商店街や重要交差点付近といった人通りの多い場所によく見られ、電柱やガードレール、防護柵などには広告看板が、商店街には立て看板、商品陳列、段ボール箱、自転車などが多くおかれています。これらの不法占用物件は歩道上の障害物となり、歩道を狭くしているだけでなく、景観を損ね、通行に困難で危険な物となります。

警告

歩道に、自動車・自転車・商品・ベンチ・看板等を置くことはできません

歩道に、自動車・自転車・商品・ベンチ・看板等を置かれますと道路管理上および歩行者の通行の障害となりますのですみやかに撤去してください。
なお、撤去されず放置されたままの場合、廃棄物として処理することがありますので念のため警告します。

平成〇〇年〇月〇日
国土交通省
呉国道出張所(73-4798)

●この日撤去されて不法看板●

- 看板………61枚
- 幟旗………15本
- ポスター……139枚

歩道は子供や老人、そして車椅子を利用する人も通ります。歩道に置いてある立て看板、自転車や、はみだして置いてある商品や荷物などは通行の妨げになりますし危険もともないます。道路はみんなのもので、みんなでルールを守って安全で快適な道路空間を育てていきましょう。

**このような占用はすべて許可できません。
不法占用とみなされます。**

※常連業者、悪質な不法占用には警告ステッカー(←左上絵)をはり、放置が続くと強制撤去をしますので、すみやかに自主撤去してください。



歩道にはみ出して並べてある商品や荷物



歩道にはみ出ている自動販売機



低い日除け、低い突き出し看板



歩道に置いてある立て看板や自転車

みんなでルールを守って快適な道路空間を・・・

この道を 共に生かそう 育てよう

平成15年度「道路ふれあい月間」推進標語優秀作品

★ 裏面もご覧下さい ☆

国土交通省
広島国道事務所
呉国道出張所
呉市広本町
1丁目5-33

TEL 0823-73-4798
FAX 0823-73-9414



国土交通省